大阪高等裁判所昭和二九年(ウ)第三二八号訴訟移送の決定に対する抗告につき 同裁判所が昭和二九年八月一八日にした決定に対し、抗告人から当裁判所に抗告状 の提出があつたが、右抗告状は、民訴四一九条ノニ、及び三、四〇九条ノニ第一項、四〇九条ノ三及び三九七条第一項により、原裁判所に提出すべきものであるから、 裁判官全員の一致で、左のとおり決定する。

主 文

本件を大阪高等裁判所に移送する。

昭和二九年九月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎